

「こども性暴力防止法（通称）」施行に伴う本学の対応について

令和 8 年 10 月 22 日

東京家政学院大学

2026 年（令和 8 年）12 月 25 日より、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称「こども性暴力防止法」）が施行されます。本法律は、学校や保育所、児童福祉施設、学習塾など、こどもに対して教育・保育等を行う事業者に対し、こどもを性暴力から守る環境づくりと性犯罪前科等の確認などの取り組みを義務付けるものです。

東京家政学院大学では、本法律の施行および関係省庁（こども家庭庁・文部科学省）の通知に基づき、教育実習や保育実習等に参加する学生、ならびにこれから本学に入学し各種資格取得を目指す皆様に向け、以下の通り対応いたします。

1. 事業者（実習先施設等）および実習生に求められる対応

本法律の施行に伴い、学校や保育所等の事業者は、こどもと接する業務に就く者に対して特定性犯罪事実（性犯罪前科等）の有無を確認することが求められます。

本学から教育実習・保育実習、学校ボランティア、インターンシップ等でこどもと接する施設へ赴く学生（以下「実習生」）についても、実習先の事業者の判断により、特定性犯罪事実の確認手続き（戸籍等の提出等）が求められる場合があります。

【犯罪事実確認が必要となる基準】

実習計画において、こどもと一対一になることが予定されている場合、実習期間が相当長期にわたる場合など、実習生がこどもに対して支配性・継続性・閉鎖性を有すると実習先事業者が判断した場合に確認手続きが行われます。

【確認結果による制限】

特定性犯罪前科等があると確認された場合は、法律に基づき、こどもと接する実習を行うことができません。

2. 本学における手続きと提出フロー

本学では、実習を履修する学生および実習履修の可能性がある学科の入学生に対し、制度の周知とあわせて指定の Web フォーム（同意書・誓約書・確認書）の提出を求めています。

(1) 入学予定者（令和9年度以降の合格者・入学生）への周知

●入学手続（合格発表）時

説明資料『『こども性暴力防止法（通称）』施行に伴う本学の対応について』に基づき、

①教員免許状や保育士資格を取得できない場合があること

②将来的に特定性犯罪前科がないことに関する「誓約書」の提出が必要となることについて、あらかじめ説明・周知を行います。

(2) こども教育学科の学生

学科カリキュラムの性質上、こどもと接する実習を行う可能性が非常に高いことに鑑み、以下のとおり、2段階で手続を行います。

●入学直後（前期オリエンテーション時）

- ・制度理解と確認事項に関する「同意書（Web フォーム）」の提出
- ・特定性犯罪事実がない旨の「誓約書（Web フォーム）」の提出

●実習等開始前（実習事前研修・オリエンテーション等）

入学時に手続を行っている場合であっても、実際の「実習等の開始前」までに、改めて特定性犯罪事実がない旨の「誓約書（Web フォーム）」を再度提出いただきます。

(3) その他の学科の学生（教職課程等を履修する学生）

初回授業等における周知を経て、実習開始前までに以下の書類を提出いただきます。

●履修登録後（初回授業等）

- ・制度理解と確認事項に関する「同意書（Web フォーム）」の提出

●実習等開始前（実習事前研修・オリエンテーション等）

- ・特定性犯罪事実がない旨の「誓約書（Web フォーム）」の提出

(4) 在学生（令和8年度以前入学者）

●令和8年度後期オリエンテーション時（令和8年9月17日実施済）

制度内容および資格取得への影響等を正しく理解するための「確認書（Web フォーム）」を提出いただいております。

●実習等開始前（実習事前研修・オリエンテーション等）

- ・特定性犯罪事実がない旨の「誓約書（Web フォーム）」の提出

3. 免許・資格取得および実習派遣に関する留意点

実習派遣の要件: 本学が指定する「同意書（または確認書）」および「誓約書」の提出が確認できない学生は、実習参加要件を満たさないため、大学として実習等への派遣を行うことができません。

資格・免許取得への影響: 特定性犯罪前科等の存在や書類未提出により実習を行えない場合、教員免許状や保育士資格の取得要件を満たすことができなくなります。

(卒業要件との関係)

実習不可により資格や免許が取得できない場合であっても、大学の卒業要件自体とは区別して取り扱われます（実習を伴わない単位取得等により、卒業自体は可能です）。

4. プライバシー保護と個別相談窓口

前科の有無や個別の事情に関する相談内容は、極めて機微な個人情報となります。本学では、プライバシーの保護を徹底し、対応する教職員を必要最小限に限定して適切に取り扱います。

【大学管理情報の原則】

大学が管理する情報は原則として「各種フォーム（同意書・確認書・誓約書）の提出済み／未提出」という情報のみであり、未提出の理由や個人的な事情を大学が不必要に取得・保持したり、第三者に共有したりすることは一切ありません。

【情報共有の制限】

実習担当部署や実習先施設に対しても、業務上必要な「実習参加要件を満たしているか（提出の有無）」のみを伝達します。

個別に確認したいことやご不安な点がある場合は、以下の窓口までご相談ください。

本件に関するお問い合わせ先

東京家政学院大学 学務部学務室

TEL: 03-3262-2251

E-mail: kyoiku-c@san.kasei-gakuin.ac.jp

5. 参考情報

制度の詳細や法律の全文については、こども家庭庁の公式ウェブサイトをご確認ください。

[こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」](#)